

参考資料

令和3年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その4）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その4)

議案第 117 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
------------------------------------	---

<議案第117号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例>

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、当該退職又は死亡の際第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあつた者については、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）にあつては<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、当該退職又は死亡の際第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあつた者については、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p>

4～6 (略)

(市長等の期末手当の額)

第34条の3 市長等の期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額にその100分の20を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

4～6 (略)

(市長等の期末手当の額)

第34条の3 市長等の期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額にその100分の20を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の217.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）にあっては<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、当該退職又は死亡の際第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）にあっては<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、当該退職又は死亡の際第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p>

4～6 (略)

(市長等の期末手当の額)

第34条の3 市長等の期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額にその100分の20を加算した額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の217.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
1	<u>14</u>	19	23	24	30	33	42	47
	<u>2, 9</u>	3, 6	2, 8	0, 6	7, 2	0, 0	8, 7	6, 5

4～6 (略)

(市長等の期末手当の額)

第34条の3 市長等の期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額にその100分の20を加算した額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
1	<u>14</u>	19	23	24	30	33	42	47
	<u>7, 7</u>	3, 6	2, 8	0, 6	7, 2	0, 0	8, 7	6, 5

	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00			<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00	
2	<u>14</u>	19	23	24	30	33	43	47	2		<u>14</u>	19	23	24	30	33	43	47	2
	<u>4, 0</u>	5, 4	4, 6	2, 5	9, 3	2, 7	1, 6	9, 6			<u>8, 7</u>	5, 4	4, 6	2, 5	9, 3	2, 7	1, 6	9, 6	
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00			<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00	
3	<u>14</u>	19	23	24	31	33	43	48	3		<u>14</u>	19	23	24	31	33	43	48	3
	<u>5, 2</u>	7, 2	6, 3	4, 5	1, 5	5, 5	4, 6	2, 6			<u>9, 7</u>	7, 2	6, 3	4, 5	1, 5	5, 5	4, 6	2, 6	
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00			<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00	
4	<u>14</u>	19	23	24	31	33	43	48	4		<u>15</u>	19	23	24	31	33	43	48	4
	<u>6, 3</u>	9, 0	8, 2	6, 5	3, 6	8, 2	7, 5	5, 6			<u>0, 7</u>	9, 0	8, 2	6, 5	3, 6	8, 2	7, 5	5, 6	
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00			<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00	
5	<u>14</u>	20	24	24	31	34	44	48	5		<u>15</u>	20	24	24	31	34	44	48	5
	<u>7, 3</u>	0, 5	0, 1	8, 4	5, 8	1, 0	0, 5	8, 7			<u>1, 6</u>	0, 5	0, 1	8, 4	5, 8	1, 0	0, 5	8, 7	
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00			<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00	
6	<u>14</u>	20	24	25	31	34	44	49	6		<u>15</u>	20	24	25	31	34	44	49	6
	<u>8, 2</u>	2, 3	2, 0	0, 4	8, 0	3, 6	3, 0	1, 7			<u>2, 3</u>	2, 3	2, 0	0, 4	8, 0	3, 6	3, 0	1, 7	
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00			<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00	
7	<u>14</u>	20	24	25	32	34	44	49	7		<u>15</u>	20	24	25	32	34	44	49	7
	<u>9, 0</u>	4, 1	3, 7	2, 4	0, 2	6, 3	5, 5	4, 8			<u>3, 0</u>	4, 1	3, 7	2, 4	0, 2	6, 3	5, 5	4, 8	
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00			<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00	
8	<u>14</u>	20	24	25	32	34	44	49	8		<u>15</u>	20	24	25	32	34	44	49	8
	<u>9, 9</u>	5, 9	5, 6	4, 4	2, 4	9, 0	7, 9	7, 9			<u>3, 7</u>	5, 9	5, 6	4, 4	2, 4	9, 0	7, 9	7, 9	
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00			<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00	
9	<u>15</u>	20	24	25	32	35	45	50	9		<u>15</u>	20	24	25	32	35	45	50	9

	<u>0, 7</u>	7, 7	7, 5	6, 3	4, 4	1, 6	0, 4	0, 9		<u>4, 4</u>	7, 7	7, 5	6, 3	4, 4	1, 6	0, 4	0, 9
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00		<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00
1 0	<u>15</u>	20	24	25	32	35	45	50	1 0	<u>15</u>	20	24	25	32	35	45	50
	<u>1, 6</u>	9, 5	9, 2	8, 4	6, 6	4, 2	2, 9	3, 9		<u>5, 1</u>	9, 5	9, 2	8, 4	6, 6	4, 2	2, 9	3, 9
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00		<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00
1 1	<u>15</u>	21	25	26	32	35	45	50	1 1	<u>15</u>	21	25	26	32	35	45	50
	<u>2, 5</u>	1, 4	0, 9	0, 5	8, 7	6, 7	5, 4	6, 9		<u>5, 8</u>	1, 4	0, 9	0, 5	8, 7	6, 7	5, 4	6, 9
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00		<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00
1 2	<u>15</u>	21	25	26	33	35	45	50	1 2	<u>15</u>	21	25	26	33	35	45	50
	<u>3, 4</u>	3, 2	2, 6	2, 5	0, 9	9, 3	7, 8	9, 9		<u>6, 5</u>	3, 2	2, 6	2, 5	0, 9	9, 3	7, 8	9, 9
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00		<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00
1 3	<u>15</u>	21	25	26	33	36	46	51	1 3	<u>15</u>	21	25	26	33	36	46	51
	<u>4, 4</u>	4, 9	4, 4	4, 6	3, 1	1, 9	0, 1	2, 7		<u>7, 2</u>	4, 9	4, 4	4, 6	3, 1	1, 9	0, 1	2, 7
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00		<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00
1 4	<u>15</u>	21	25	26	33	36	46	51	1 4	<u>15</u>	21	25	26	33	36	46	51
	<u>5, 9</u>	6, 7	6, 0	6, 7	5, 1	4, 3	2, 5	5, 6		<u>7, 9</u>	6, 7	6, 0	6, 7	5, 1	4, 3	2, 5	5, 6
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00		<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00
1 5	<u>15</u>	21	25	26	33	36	46	51	1 5	<u>15</u>	21	25	26	33	36	46	51
	<u>7, 4</u>	8, 6	7, 6	8, 7	7, 1	6, 8	5, 0	8, 6		<u>8, 6</u>	8, 6	7, 6	8, 7	7, 1	6, 8	5, 0	8, 6
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00		<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00
1 6	<u>15</u>	22	25	27	33	36	46	52	1 6	<u>15</u>	22	25	27	33	36	46	52
	<u>9, 0</u>	0, 4	9, 3	0, 8	9, 0	9, 2	7, 5	1, 4		<u>9, 4</u>	0, 4	9, 3	0, 8	9, 0	9, 2	7, 5	1, 4
	<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00		<u>00</u>	00	00	00	00	00	00	00

(略)

備考 (略)

(略)

備考 (略)

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とす</p>	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とす</p>

る。

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条(第4項を除く。)」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

る。

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条(第4項を除く。)」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とす</p>	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

る。

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条(第4項を除く。)」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条(第4項を除く。)」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として教育委員会規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）については、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として教育委員会規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）については、<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p>

4～7 (略)

4～7 (略)

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として教育委員会規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）については、<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として教育委員会規則で定めるもの（以下これらを「管理職員」という。）については、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p>

4～7 (略)

4～7 (略)

**令和3年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表**

（付議案件綴及び同説明資料綴 その4）

令和3年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-21-0084

